

2

《医療安全対策指針》

1.医療安全に関する基本的な考え方

安全な医療サービスを提供するためには、「人は誰でも間違える」という人間の本質をもとに、過ちを誘発しない環境や、過ちが事故につながらないシステムを院内に構築することが重要である。そのため、全職員が安全第一の考えを共有し、医療の質の向上活動に積極的に関わり、患者様の安全を確保しつつ必要な医療を提供していくこととする。

2.医療安全対策のための委員会

医療事故防止・安全対策を目的として、医療安全対策委員会を設置する。委員会では、インシデント・アクシデント報告の事例を分析、検討後、対策を講じたり、医療安全管理体制の整備および医療安全推進のための検討及び情報共有などを行う。月一回開催されるが、緊急の安全対策が必要なときは、臨時で開催される。

3.職員に対する医療安全対策のための研修

医療安全対策の基本的な考え方、事故防止の具体的な手法等を全職員に周知徹底することを通じて、職員個々の安全意識の向上を図るとともに、当院全体の医療安全を向上させることを目的とする。入職時の新人研修の他に、全職員を対象に年二回、院内研修会を行う。

4.事故報告等の医療に係る安全の確保を目的とした改善方策に関する基本方針

インシデント・アクシデントは迅速な報告を求めるとともに、事例の原因分析は当事者の責任を追究するのではなく、「何が問題であるのか」「なぜ起きたのか」に視点を置いた検討を行い、改善策を立てて医療の質の向上・安全対策の改善に努める。

5.医療事故等発生時の対応に関する基本方針

- ① 事故発生時には、当事者の安全に最善を尽くす。当該部署で対応できない場合は、必要な職種、人材を動員させる。
- ② 事故当事者に患者様が含まれる場合、患者様ご家族への連絡を行う。患者様・ご家族への説明は冷静、丁寧且つ誠意を持っておこなう。
- ③ 事故の状況や説明の内容は、詳細に記録し保管する。

6.患者様等からの相談への対応に関する基本方針

病状や治療方針などに関する相談に対しては、誠実に対応する。

7.その他医療安全対策のための基本方針

医療安全対策の推進を目的に、院内安全対策マニュアルを作成し、各部署に配布する。また、本指針やマニュアル等は、定期的な見直しと改訂を行う。

8. 医療従事者と患者との間の情報共有に関する基本指針

指針・マニュアルは各部署へ配置。患者および家族から閲覧の求めがあった場合は、これに応じる。